

 **新型コロナウイルス感染症で
影響を受けている**

神奈川県民の みなさまへ

様々な制度をご用意しておりますのでご活用ください。

休業、無給、減給などによる生活への不安や生活資金の不足、納税や保険料納付などでお困りのみなさまへの支援を実施しています。

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部（2020年7月10日現在）

給付金等

一人当たり
10万円 すべてのみなさまに

児童一人当たり
1万円 子育て世帯

一世帯当たり
5万円 低所得のひとり親世帯

休業期間中の賃金の支払いを受けられなかった

平均賃金の
80%補償 業務や通勤などで発症

感染・感染の疑いで無給や減給

収入減で家賃が払えない

収入減で学業の継続が難しい

貸付

一時的な資金が必要な方 生活の立て直しが必要な方
最大 単身世帯 複数世帯
20万円 月 **15万円** 以内 月 **20万円** 以内
休業・失業等で生活資金に不安
生活福祉資金の貸付

納税が今は厳しい

国民年金保険料等が払えない

水道料金等の支払いが厳しい

猶予

詳細は裏面をご覧ください。



県HP「新型コロナウイルス感染症について」

神奈川県 コロナ 総合情報 🔍

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/index.html>



新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル

045-285-0536
050-1744-5875

平日 9:00 ~ 17:00

「音声案内」が流れたら **4**【その他】を選択してください。

神奈川県民のみなさまへ

新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援の一覧

給付金等

すべてのみなさまに	特別定額給付金	一人当たり 10万円	住民基本台帳に記録されている全国すべての方に対し、迅速かつ的確に家計への支援を行うため、 一人当たり10万円を給付 します。	各市町村又は 総務省コールセンター ☎ 0120-260020
子育て世帯	子育て世帯への臨時特別給付金	児童一人当たり 1万円	児童手当（本則給付）を受給する世帯に対し、 対象児童一人当たり1万円を支給 します。	各市町村
低所得のひとり親世帯	低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金	一世帯当たり 5万円	子育て負担の増加や収入の減少を支援するため、収入の少ないひとり親一世帯に対し、 5万円（第2子以降3万円）を支給 します。	各市町村又は コールセンター ☎ 0120-400-903
休業期間中の賃金の支払いを受けられなかった	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	休業前賃金の 80% （1日当たり支給額 上限11,000円）	休業させられた中小企業の労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった者に対し、休業支援金を支給します。	新型コロナウイルス感染症 対応休業支援金・給付金 コールセンター ☎ 0120-221-276
業務や通勤などで発症	労災保険の休業補償	平均賃金の 80% 補償	業務又は通勤に起因して新型コロナウイルスを発症したものであると認められる場合には、 労災保険給付の対象 となります。	各労働基準監督署
感染・感染の疑いで無給や減給	国民健康保険の傷病手当の支給		新型コロナウイルスに感染したり感染が疑われたりして無給や減給になった場合に、傷病手当を受けとれる場合があります。	各市町村
収入減で家賃が払えない	住居確保給付金の支給 対象範囲拡大		休業等による収入減少で住居を失うおそれのある方に対し、家賃相当額（上限あり）を支給します。 対象：離職・廃業後2年以内 / 給与等を得る機会が該当個人の責に帰すべき理由・都合によらずに減少し、離職や廃業と同程度の状況にある人	市在住 各市の自立相談支援機関 町村在住 県の自立相談支援機関
収入減で学業の継続が難しい	学生支援緊急給付金		家庭から自立した学生等で、新型コロナウイルスの影響でアルバイト収入の大幅な減少等により、修学の継続が困難になっている方に対して給付金を支給します。 住民税非課税世帯の学生 20万円 / 左記以外の学生 10万円	在学する学校

貸付

休業・失業等で生活資金に不安	緊急小口資金 一時的な資金が必要な方 (主に休業された方等向け)	【無利子貸付】 最大 20万円	据置期間：貸付日から1年以内 返済期間：据置期間経過後2年以内	各市区町村社会福祉協議会 県社会福祉協議会 HP参照
生活福祉資金貸付	総合支援資金（生活支援費） 生活の立て直しが必要な方 (主に失業された方等向け)	【無利子貸付】 単身世帯 月 15万円 以内 複数世帯 月 20万円 以内	据置期間：貸付日から1年以内 返済期間：据置期間経過後10年以内	個人向け緊急小口資金・ 総合支援資金相談 コールセンター ☎ 0120-46-1999

猶予

納税が今は厳しい	県税の納税の猶予		新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、無担保・延滞金なしで1年間県税の徴収の猶予を受けることができます。	各県税事務所
国民年金保険料等が払えない	国民年金保険料免除・納付の猶予		失業、事業の廃止（廃業）又は休止の届出を行っている方など一時的に国民年金保険料を納付することが困難な場合、一定の要件に該当する方は、国民年金保険料の免除や納付の猶予が適用できる場合があります。	各市町村
水道料金等の支払いが厳しい	上下水道料金の支払い猶予		上下水道料金の支払いが困難になった方を対象に支払いの猶予が受けられます。	お住まいの水道局